（国税訟務官）

第四百八十二条　課税部及び課税第一部を通じて国税訟務官六十五人以内を置く。

2　［略］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十四人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百十人以内を置く。

2　［略］

（徴収部に置く課等）

第四百八十七条　［略］

2　［略］

3　納税管理官、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	［略］	特別国税徴収官	［略］
札幌国税局		一人	
仙台国税局		一人	
関東信越国税局		二人	
東京国税局		七人	
金沢国税局		―	
名古屋国税局		二人	
大阪国税局		四人	
広島国税局		一人	
高松国税局		―	
福岡国税局		一人	
熊本国税局		―	
合計		十九人	

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百十五人以内を置く。

2　［略］

（国税訟務官）

第四百八十二条　課税部及び課税第一部を通じて国税訟務官六十六人以内を置く。

2　［同上］

（鑑定官）

第四百八十三条　課税部及び課税第二部を通じて鑑定官七十一人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第四百八十五条　課税部並びに課税第一部及び課税第二部を通じて国税実査官三千七百五十六人以内を置く。

2　［同上］

（徴収部に置く課等）

第四百八十七条　［同上］

2　［同上］

3　納税管理官、特別国税徴収官、特別機動国税徴収官及び統括国税徴収官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	［同上］	特別国税徴収官	［同上］
札幌国税局		一人	
仙台国税局		一人	
関東信越国税局		二人	
東京国税局		六人	
金沢国税局		―	
名古屋国税局		二人	
大阪国税局		四人	
広島国税局		一人	
高松国税局		―	
福岡国税局		一人	
熊本国税局		―	
合計		十八人	

（国税徴収官）

第四百九十八条　徴収部を通じて国税徴収官千百六十四人以内を置く。

2　［同上］